

相殺の担保的機能にはどこまで期待していいのか ～破産法72条2項2号の初の適用例を示した近時の最高裁判決を題材に～

岸本卓也
Takuya Kishimoto

PROFILEはこちら



第1 はじめに

破産法では、破産債権についての債権者間の公平・平等な扱いを基本原則とする破産手続の趣旨が没却されることのないように一定の場合に相殺を禁止する一方で、相殺の担保的機能に対する合理的な期待が認められる場合にはかかる相殺禁止を解除することとしています。破産法72条2項2号はこうした相殺の担保的機能に対する合理的な期待を保護するための規定の一つであるところ、同規定に関して債権者の相殺権を制限する旨の判示をした高裁判決(福岡高裁平成30年9月21日判決(金法2117号62頁)。以下「平成30年福岡高判」といいます。)を事業再生・債権管理Newsletter2019年8月号にてご紹介しましたが、近時、平成30年福岡高判を破棄自判し、「真逆の」結論を示した最高裁判決(最高裁令和2年9月8日第三小法廷判決(民集74巻6号1643頁)。以下「令和2年最判」といいます。)が出されました。そこで本稿では、債権者の相殺権保護の範囲の拡張を示唆する令和2年最判を紹介した上で(後記第2ないし第4)、令和2年最判が破産債権者による相殺権の行使の可否ないし限界の議論に及ぼす影響についての若干の考察(後記第5)を行います。

第2 事案の概要

事業再生・債権管理Newsletter2019年8月号 をご参照ください。

第3 争点

同一当事者間において支払停止前に締結された複数の公

共工事請負契約に基づいて支払停止後の解除により生じた違約金債権と報酬債務との相殺は、当該債権・債務が同一の契約に基づいて発生したものである場合に限られるのか(=相殺の担保的機能に対する合理的な期待は認められないのか)が令和2年最判の主な争点です。

第4 争点に対する裁判所の判断

1 平成30年福岡高判の判断¹

(1) 結論

相殺は禁止される(=相殺の担保的機能に対する合理的な期待は認められない)。

(2) 理由

特定の請負契約における本件条項に基づく違約金債権を自働債権として、これと対価牽連関係にある当該請負契約に基づく報酬債権を受働債権とする相殺を期待することは合理的なものといえるが、別個の請負契約に基づく報酬債権を受働債権とする相殺を期待することは合理的なものということはいえない。

2 令和2年最判の判断(下線筆者)

(1) 結論

相殺は禁止されない(=相殺の担保的機能に対する合理的な期待が認められる)。

(2) 理由

ア 破産法72条2項2号の趣旨

「破産法は、破産債権についての債権者間の公平・平等

1: 第一審の判断については事業再生・債権管理Newsletter2019年8月号をご参照ください。

な扱いを基本原則とする破産手続の趣旨が没却されることのないよう、72条1項3号本文において、破産者に対して債務を負担する者において支払の停止があったことを知って破産者に対して破産債権を取得した場合にこれを自働債権とする相殺を禁止する一方、同条2項2号において、上記破産債権の取得が「支払の停止があったことを破産者に対して債務を負担する者が知った時より前に生じた原因」に基づく場合には、相殺の担保的機能に対するその者の期待は合理的なものであって、これを保護することとしても、上記破産手続の趣旨に反するものではないことから、相殺を禁止しないこととしているものと解される(最高裁平成24年(受)第908号同26年6月5日第一小法廷判決・民集68巻5号462頁参照)。」

イ 本件における相殺の担保的機能に対する期待

「本件各違約金債権は、いずれも、破産会社の支払の停止の前に原告人と破産会社との間で締結された本件各未完成契約に基づくものである。本件各未完成契約に共通して定められている本件条項は、破産会社の責めに帰すべき事由により工期内に工事が完成しないこと及び原告人が解除の意思表示をしたことのみをもって原告人が一定の額の違約金債権を取得するというものであって、原告人と破産会社は、破産会社が支払の停止に陥った際には本件条項に基づく違約金債権を自働債権とし、破産会社が有する報酬債権等を受働債権として一括して清算することを予定していたものといえることができる。原告人は、本件各未完成契約の締結時点において、自働債権と受働債権とが同一の請負契約に基づいて発生したものであるか否かにかかわらず、本件各違約金債権をもってする相殺の担保的機能に対して合理的な期待を有していたといえ、この相殺を許すことは、上記破産手続の趣旨に反するものとはいえない。」

第5 考察

1 平成30年福岡高判と令和2年最判の比較

上記のとおり、平成30年福岡高判では、同一当事者間において支払停止前に締結された複数の公共工事請負契約に基づいて支払停止後の解除により生じた違約金債権と報酬債務との相殺について、自働債権と受働債権の対価牽連性を重視した判断枠組みを用いて、原則として債権の発生原因の同一性が認められる場合に限り担保的機能に対する合理的な期待が認められる旨判示しました。しかしながら、①相殺は、同一当事者間の同種債権の対立を要件とするのみで、債権の発生原因の同一性を要件とするものではないこと(民法505条1項)、②破産法では破産制度の趣旨と相殺の担保的機能に対する期待との調整について、自働債権と受働債権の牽連性、債権の発生原因の同一性に着目した規定を置いていないこと等から、平成30年福岡高判に対しては批判的な論評が多く寄せられていたところ²。これに対し、令和2年最判では、平成30年福岡高判よりも相殺の担保的機能に対する合理的な期待の範囲を広く捉えており、当事者が自働債権と受働債権とを「一括して清算する予定」であったことを梃子として、債権の発生原因の同一性が認められるか否かにかかわらず相殺の担保的機能に対する合理的期待を認めました。この意味で令和2年最判は、債権者の相殺権保護の範囲の拡張を示唆する判例といえます。

2 令和2年最判の意義

上記のとおり、令和2年最判は、債権者の相殺権保護の範囲の拡張を示唆する判例といえますが、相殺の担保的機能に対する期待が合理的であると判断されるために重要な要素が何であるのかは令和2年最判によっても判然としないところです。令和2年最判は、相殺の担保的機能に対する合理的期待が認められることの根拠として、①違約金条項の共通

2: 上田純「判批」金融法務事情2145号44頁(2020)、福井俊一「判批」新判例解説Watch 26号231頁(2020)、田高寛貴「民事判例20 2019年後期」62頁(現代民事判例研究会、2020)等。

②支払停止後の解除の意思表示のみによる違約金の発生、
③違約金額の一定性を挙げているところ、このことからすれば、同様の条項を記載した継続的取引の基本契約から生じる債権・債務については相殺の担保的機能に対する合理的期待が常に認められることになりそうです。しかしながら、継続的取引の基本契約の場合は、具体的な受働債権の発生原因が基本契約締結時に確定しているわけではなく、このような抽象的な相殺の期待にまで合理性を認めることは破産債権についての債権者間の公平・平等な扱いを害することになる旨の指摘がなされているところであり³、上記①②③が認められるからといって常に相殺の担保的機能に対する合理的期待が認められるわけではないように思われます。そうすると、少なくとも令和2年最判と同種の事案では、今後も、債権者の相

殺の担保的機能に対する期待は合理的であると認められるといえますが、令和2年最判の射程がどこまで及ぶのか(=債権者の相殺の担保的機能に対する期待がどの範囲まで合理的といえるのか)は、今後の裁判例、議論の動向を注視する必要があるように思われます。

なお、上記のとおり令和2年最判は破産法72条2項2号に関する事例判決ではありますが、民事再生法93条2項2号に関して判示した最高裁平成26年6月5日第一小法廷判決・民集68巻5号462頁⁴を引用していることからすれば、破産法71条2項2号、民事再生法93条2項2号、93条の2第2項2号における相殺の担保的機能に対する合理的期待の判断においても令和2年最判と同様の判断がなされる可能性が高いように思われます。

3:大森直哉「判解」法曹時報69巻1号181頁(2017)。

4:再生債務者が支払の停止の前に再生債権者から購入した投資信託受益権に係る再生債権者の再生債務者に対する解約金の支払債務の負担が、民事再生法93条2項2号にいう「前に生じた原因」に基づく場合に当たらず、上記支払債務に係る債権を受働債権とする相殺が許されないとされた事例。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】